

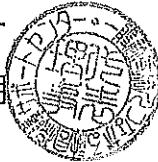
2020年12月11日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

一般社団法人 つながる社会保障サポートセンター

代表理事 土井 裕明



「緊急小口資金・総合支援資金」の特例貸付の償還免除要件に関する緊急要望書

【要望の趣旨】

「緊急小口資金・総合支援資金」の特例貸付の償還免除の要件の具体化にあたっては、従来の説明に基づく利用者の信頼を損なうことのないよう、「据置期間満了時点又は償還開始後償還中のいずれかの時点において住民税非課税となった世帯に対して、以後の償還は全額免除される」ものとするよう要望します。

【要望の理由】

1 特例貸付制度と償還免除要件についての従来の説明

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの市民が生活費不足に直面しています。こうした資金需要に応えるため、社会福祉協議会の「生活福祉資金制度」を活用した「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸付が行われています。

今回の特例貸付は、もともと制度化されていた「緊急小口資金・総合支援資金」について、(1)貸付対象の拡大、(2)貸付金額の上限の拡大、(3)据置期間、償還期限の延長、(4)自立相談支援事業等による支援、(5)特例措置による貸付を受けた人への償還免除の拡大などの特例を定めるものでした。

特に償還免除に関しては、償還の困難を心配して借り入れを躊躇する事がないように、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができる」ことが強調されました。厚生労働省のパンフレットにもその旨が明記され、国も免除特例の確実な周知を強調してきた経緯があります(*1、*2)。そのため、全国の相談現場では、償還免除のハードルは高いものではないとの前提で、貸付業務を行ってきました。

2 「免除要件該当性を 10 年間にわたり毎年判断する案」の登場

しかし、この償還免除の方法について「免除要件に該当するかどうかを償還期間中の 10 年間にわたって毎年審査・判断する」という案を、国が検討していることが報道等で明らかとなりました。

この「免除要件該当性を 10 年間にわたり毎年判断する案」というものが、具体的にどのようなものであるか未だ明確ではありません。しかし、その具体的な内容次第では、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができる」という従来の説明に基づく利用者の信頼を損なうことが危惧されます。以下、問題点を指摘します。

(1) もし「免除要件該当性を 10 年間にわたり毎年判断する案」が、「住民税非課税世帯となった年についての償還を猶予するに過ぎないもの」ならば、単に償還が先送りされるにすぎず、「償還を免除することができる」とした従来の説明に反するものです。住民税非課税世帯は、償還を猶予されるのではなくて、償還を免除されなければなりません。

(2) もし「免除要件該当性を 10 年間にわたり毎年判断する案」が、住民税非課税世帯となった年についてのみ償還を免除し、住民税課税世帯に戻ったときには再び償還を求めるというものである場合にも問題があります。この場合、所得が増えれば償還が必要となり、非課税世帯が家計所得を増やす努力を阻害する結果となります。多額の返済負担は、家計の中での消費支出を抑えることにつながり、コロナ禍克服のための経済復活の大きな障害となり、現下の経済目標にも反したことになります。

3 「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができる」の意味

もともと、生活福祉資金貸付制度要綱においても「都道府県社協会長は、死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金を償還することができなくなったと認められるときは、貸付元利金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。」とされていましたが、その具体的な内容は、借受人が死亡したときや、都道府県知事が承認したときなどに限られていました(*3)。

今回の特例措置の「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の

償還（返済）を免除することができる」という説明は、免除の対象を拡大する意味を持つものです。すなわち、貸付金の据置期間が満了した後の時点において住民税非課税世帯に該当する場合には、要綱にいうところの「やむを得ない事由により貸付元利金を償還することができなくなったと認められる」ものとして扱うこと、その場合には「貸付元利金の償還未済額を免除する」と解されます。

また、この免除は、償還未済額の一部免除ではなく、全額の免除と解されます。なぜなら、もともとの要綱には「全部又は一部の償還を免除」と記載されているにもかかわらず、特例貸付の場合には単に「免除」としか記載されておらず、一部免除が想定されていないからです。

4 従来の説明に基づく利用者の信頼に応える免除のあり方

従来の説明を以上のように素直に解釈するならば、具体的な免除のあり方は次のようなものとなります。すなわち、

- (1) 据置期間が経過し償還時期を迎えた者が住民税非課税世帯に該当するときは、貸付元利金の償還未済額の全額が免除される。
- (2) 債還中の者が住民税非課税世帯に該当することとなったときは、以後の償還は全額免除される。
- (3) 住民税非課税世帯に該当することとなって償還の免除を受けた者は、その後に住民税課税世帯になった場合であっても、再び償還を求められることはない。

というものです。

これが、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができる」という説明の帰結のはずであり、これに反する取扱は、従来の説明に基づく利用者の信頼を裏切るものと言わざるを得ません。

5まとめ

すでに、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還（返済）を免除することができる」という説明のもと、全国で約133万件の貸付がなされるに至っています（2020年11月現在）。

制度利用者の信頼に反するような免除要件を定めるようなことがあれば、これまで國の方針に基づき「償還免除」を周知し貸付を促進してきた社会福祉協議会の窓口に抗議が殺到し大混乱になることが予測され、窓口職員が、困窮者との板挟みの苦しい状況に置かれることが必至です。そのようなことになれば、コロナ禍による業務量の激増でただでさえ疲弊している社会福祉協議会が「相談崩壊」を引き起こしかねません。

また、一度住民税非課税世帯となった後も、引き続き免除のための審査を毎年継続しなければならないような仕組みを導入するならば、社会福祉協議会は、10年間にわたって毎年多数の案件についての債権管理を行わなければならなくなります。これは、社会福祉協議会にも多大な負担となるもので、仮にそのための人員増に別途の予算措置を講じることともなれば、行政コストが増大します。

コロナ禍における生活支援策としては、本来、貸付型ではなく給付型の資金供給が適切であること、償還免除の対象も住民税非課税世帯よりさらに広くすべきであることなど、他に指摘すべき問題もありますが、さしあたり、少なくとも償還免除の要件の具体化にあたって利用者の信頼を損なわないものとするよう要望するものです。

以上

*1 「緊急小口資金等の特例貸付に係る適切な制度の周知の徹底（依頼）（事務連絡 令和2年4月10日）」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長）<https://www.mhlw.go.jp/content/000621129.pdf>

*2 緊急小口資金等の特例貸付における償還免除の特例の周知徹底について（事務連絡 令和2年5月22日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長）<https://www.mhlw.go.jp/content/000633578.pdf>

*3 平成11年7月13日社援第1729号厚生省社会・援護局通知「生活福祉資金の貸付金償還免除の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4117&dataType=1&pageNo=1